

MOTOKI FOUNDATION 賛助会員規約

MOTOKI FOUNDATION

代表理事 元木 大介

MOTOKI FOUNDATION 賛助会員規約

（令和7年12月1日施行）

特定非営利活動法人MOTOKI FOUNDATION

賛助会員規約

第1条（目的）

本規約は、特定非営利活動法人MOTOKI FOUNDATION（以下「当法人」という）の賛助会員制度について必要な事項を定め、会員と当法人の円滑な協力・交流を図ることを目的とする。

第2条（会員の種類）

当法人の賛助会員は、次のとおりとする。

1. 個人賛助会員 当法人の目的に賛同し、資金的支援や交流を行う個人
2. 企業賛助会員 当法人の目的に賛同し、資金的支援や交流を行う法人・団体

第3条（入会）

1. 入会を希望する者は、当法人所定の申込書に必要事項を記入し、理事会の承認を得なければならない。
2. 令和7年12月1日以降の新規入会者は、個人賛助会員入会時に別途入会金10,000円法人賛助会員入会時に別途入会金50,000円を納入するものとする。
3. 反社会的勢力（暴力団、反社会的団体等）に属する者、またはこれらと関係する者の入会は認めない。

第4条（会員期間と年会費）

1. 会員期間は毎年12月1日から翌年11月30日までの1年間とする。
2. 年会費は次のとおりとする。
 - （1）個人賛助会員 1口10,000円～
 - （2）企業賛助会員 1口50,000円～
3. 会員は、更新を希望する場合、当該年度の更新期間（10月1日から10月31日まで）に翌年度分の年会費を納入すること。
4. 納入された入会金・会費は、いかなる理由があっても返還しない。
5. 会費の納入には、当法人が指定する収納システム（会費ペイ等）を利用することができる。この場合、利用にあたっては当該サービスの規約に従うものとする。※利用準備中

第5条（賛助会員の特典）※開設予定

賛助会員は、以下の権利・サービスを受けることができる。

【共通（個人・企業）】

1. MOTOKI FOUNDATION公式サイト内の専用コミュニティスペースへの参加
2. 情報交換・広報の場（企業PRページ・バナー掲載、動画広告配信※制作費別途）
3. 求人情報の掲載・閲覧（当法人協力：株式会社101・株式会社Aスタッフ）
4. 企業マッチング・ビジネス交流支援（当法人協力：株式会社101）
5. 異業種交流会への参加
 - オンライン：概ね2か月に1回、日程は随時告知
 - リアル交流会：年2回程度、会議室またはパーティー形式で実施（参加費別途）
6. 大型面接イベント・キャリア交流への参加
7. スポーツ支援・復興支援イベントに関する情報の優先案内
8. 当法人主催イベント等の**先行抽選申込権**
 - ※チケット自体の無償提供は行わず、優先申込または抽選の優遇権のみとする。
9. 会員カードの交付（本人確認および会員資格証明の目的。金銭的価値はない）

【個人賛助会員限定】

- スポーツ選手や著名人とのオンライン／リアル交流会参加権
- 教育・キャリア相談コンテンツへの参加権

【企業賛助会員限定】

- 法人名・ロゴの当法人HPおよび広報資料掲載
- 企業紹介コンテンツ（動画・記事）を公式HP・SNSで紹介（制作費別途）

第6条（禁止事項）

会員は、当法人の活動またはコミュニティ内で、以下の行為をしてはならない。

1. 宗教的な勧誘や布教活動
2. 政治的な勧誘や選挙活動
3. ネットワークビジネス、マルチ商法等の勧誘
4. 他の会員や第三者への誹謗中傷、ハラスメント、差別的発言
5. 法令または公序良俗に反する行為
6. その他、当法人が不適切と判断する行為

第7条（免責事項）

1. 当法人は、会員同士の交流の中で発生した紛争・トラブル等について一切の責任を負わない。
2. コミュニティ内での取引ややり取りは当事者間の自己責任とする。

第8条（退会）

1. 会員は、任意に退会できる。退会を希望する場合は、所定の「退会届（否定書）」を提出すること。
2. 退会日までの未納会費は精算するものとする。

第9条（資格喪失）

会員が次の各号に該当する場合、理事会決議により会員資格を喪失する。

- (1) 本人から退会届が提出されたとき
- (2) 死亡または法人の解散
- (3) 会費を1年以上滞納したとき
- (4) 第6条の禁止事項に違反したとき
- (5) 当法人の名誉を著しく傷つける行為をしたとき
- (6) その他、当法人の目的に反する行為をしたとき

第10条（個人情報の取り扱い）

当法人は、会員の個人情報を適切に管理し、目的外利用を行わない。
退会後は法令に従い一定期間保管後に削除する。

第11条（改定）

本規約の変更は理事会の決議によって行う。

附則

本規約は、令和7年12月1日より施行する。